# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	サん	二等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 14 件

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

若いころから国民年金に強い関心を持っており、任意加入し 65 歳に至るまで、一度も滞りなく国民年金保険料を納付してきたし、私が所持する「A市国民年金保険料納入控帳袋」では、申立期間の国民年金保険料が納入済みとなっている。

それにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の国 民年金保険料が未納とされており、納得できないので、申立期間の納付記 録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 48 年 6 月 9 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以降、65 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間において、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和 56 年9月にA社B事務所を退職したので、C市D区役所で国 民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納め始めたが、納付記録では 56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間と 62 年 4 月以降は納付済みになってい るのに、59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間が未納になっている。

私は、昭和 60 年からは確定申告をしているが、同年の確定申告書の控え には国民年金保険料額の記載があるので納めているはずだ。店に来ていた 集金人に支払っていたので、申立期間の3年間だけが未納になっていると は考えられない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年1月に払い出されており、申立人はこれ以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、同年4月から同年9月までの期間及び 62 年4月から平成7年11月までの期間は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し、同年12月から 18 年6月までの期間は国民年金基金に加入するなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 60 年分、61 年分及び 62 年分の確定申告書の控えを 提出しているが、60 年分及び 62 年分の確定申告書の控えには、国民年金の控 除額として当該年の国民年金保険料納付額に見合う金額が記載されていること、 及び 61 年分には、当該年の国民年金保険料納付額を含むと推認される社会保 険料控除額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年4月から同年 12 月までの期間につい

ては、申立人は確定申告をしていないものの、60 年分以降の確定申告書の控えでは国民年金保険料が適切に処理されている上、59 年4月及び同年5月に、それぞれ57年10月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、現年度納付となる当該期間の国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 9 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年9月まで

② 昭和41年12月

私の手元には、昭和 36 年度から保険料を納付したことを示す国民年金手帳があり、申立期間の領収印がある。現在年金を受給しているが、国民年金の受給計算の被保険者期間と同手帳の領収印の月数が一致していない。社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ、一致しない月数についての国民年金の保険料は、還付されたと思われますとの回答があったが、自分の手元には還付を受けたことを示す書類等が残されていない。

申立期間当時は会社勤めをしていないし、国民年金保険料の還付を受けた 憶えもないので、還付とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳では、昭和 39 年1月から 42 年 12 月までの国民年金保険料が、いったんは納付済みとされていたが、その後、厚生年金保険への加入期間が存在していたことから、当該期間の納付済記録を取り消し、「還付」と表示されている。

しかしながら、申立人は、上記還付期間のうち、昭和 39 年1月から同年6月まで、41 年 10 月及び同年 11 月、並びに 42 年1 月以降の各期間については、厚生年金保険の記録が確認できることから、還付は妥当であるものの、それ以外の申立期間①及び②は、国民年金の強制適用期間であるため、国民年金保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は納付があったものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

出産のため、会社を退職した後、国民年金への加入を考えていたが、3人の子供の育児に追われ、昭和47年12月にやっと加入手続をした。

それ以来、一生懸命国民年金保険料を納めてきたが、昭和 52 年1月から同年3月までの期間が未納となっていることに驚いた。領収書を探したが、引っ越し等で紛失したようだ。ちゃんと納めたと思うので、未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年7月にA県において任意加入により払い出されており、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、49 年1月からは付加保険料も納付するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等についての申立人の供述内容は、当時の国民年金の納付状況等に照らしても不自然さはうかがえない上、申立期間の前後については付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることから、申立人が申立期間の3か月のみを未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、申立期間当時、商売をしていたが、A社に勤め厚生年金保険の被保険者だった父が、私は厚生年金保険に加入できないのだから国民年金に加入していないと大変なことになると言って、休みを取って市役所に国民年金の加入手続に行ってくれた。

当時は、集落の人が国民年金保険料を集めに来ていたが、私と兄が保険料を姉に預けて、姉が3人分の保険料を納めてくれていた。

私は学生であった自分の息子の国民年金への加入手続に行ったが、その時、20歳からの保険料を全部納めて年金手帳を受け取ってきた。同様に、私の国民年金への加入手続をした父が、20歳からの国民年金保険料を納めてくれたはずなので、申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてもらいたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を すべて納付している上、申立期間当時同居していた申立人の兄及び姉は、国民 年金制度発足の昭和36年4月から60歳到達まで国民年金保険料をほぼ完納す るなど、申立人及びその家族の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金への加入手続は昭和 42 年 1 月 16 日に行われ、40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料が納付年月日は不明なものの過年度納付されていることが確認できるが、申立人家族の納付意識の高さを勘案すれば、国民年金加入時に過年度納付することが可能な期間である 39 年 10 月から

40 年3月までの6か月分の国民年金保険料を未納のままとすることは不自然である。

一方、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和 42 年1月時点では、申立期間のうち 39 年9月については時効により国民年金保険料を納めることができない期間である上、申立人の父親が当該月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに当該月に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 56 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年11月まで

一人暮らしなので、老後のことを考え、国民年金保険料はきちんと納付してきた。申立期間の国民年金保険料については、市役所の担当窓口で納付した。領収証は、転居の際に紛失してしまったが、特例納付も利用し納付できる国民年金保険料は注意して納めており、納付していないはずはないと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、複数回の転居により住所変更を行っているところ、オンライン記録により、住所変更に係る期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然な点はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年10月までの期間、54年1月から59年3月までの期間及び同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から53年10月まで

② 昭和54年1月から59年3月まで

③ 昭和59年5月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の免除記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、免除の承認を受けており、 A市B区役所から郵送された国民年金保険料免除申請承認通知書も保管している。申立期間に係る免除の取消通知書等を受け取ったことも無いため、 申立期間を国民年金保険料の免除期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたが、申立人の夫が、昭和46年10月に老齢年金の受給資格期間を満たしたことにより、国民年金の強制加入対象者でないことが平成10年1月に判明したことから、申立期間については、国民年金被保険者資格が取り消され、国民年金の未加入期間と訂正された上、国民年金保険料の免除記録を取り消されている。

このような状態を生じさせた原因としては、申立人の夫が昭和 46 年 10 月に 老齢年金の受給資格期間を満たしていたにもかかわらず、国民年金の強制加入 被保険者資格を取得したことにあるが、本来、行政側がこの点に配慮して資格 を付与すべきであったと考えられる。

また、申立人は、平成9年1月23日に社会保険事務所(当時)から渡された申立期間に係る国民年金保険料の免除記録が記載されたオンライン記録、並

びに昭和58年5月から59年3月までの期間及び同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しており、平成18年7月に年金記録の確認を行うまでは、当該期間の免除が取り消されていることは知らなかったと申し立てているところ、この点について、社会保険事務所では、免除の取消しについて、市町村を通じて本人に通知する旨の規程は無いと回答しており、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る免除取消しの通知を行ったことをうかがわせる記載は無いことから、申立人に当該免除取消しの通知が行われていなかったものと推認される。

さらに、当該被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、昭和50年7月から53年10月までの期間及び54年1月から58年4月までの期間について法定免除の記録が確認できる上、同名簿の備考欄に50年9月1日から53年10月1日までの期間及び54年2月13日から58年4月1日までの期間について生活保護を受けていたとする記録も確認できることから、当該期間について、申立人は生活保護を理由に法定免除を受けていたものと考えられる。

このように、申立人は、国民年金について、10 年以上にわたって強制加入対象者として、保険料の免除と追納が可能であるとの前提に基づき年金給付に対する期待と信頼を寄せていたものであり、加入時の資格種別の判断などに関する行政の対応も必ずしも十分なものではなかったことを踏まえれば、後日になって申立期間が強制加入期間でなかったことが判明したことを理由として、申立期間を保険料の免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成15年11月について、その主張する標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成15年12月の厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人 のA社における資格喪失日に係る記録を16年1月1日に訂正し、当該期間 の標準報酬月額については19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成 15 年 11 月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)、 及び同年 12 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額(19 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認 められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正 することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月1日から16年1月1日まで

② 平成16年1月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、両申立期間の標準報酬月額の記録が給与明細書で確認できる保険料控除額と相違していることが分かった。

申立期間①は、A社に勤務していた期間であり、オンライン記録では、厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円と記録されており、資格喪失日

は平成 15 年 12 月 30 日となっているが、私が所持している給与明細書では同年 11 月及び同年 12 月の給与から標準報酬月額 19 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、保険料控除額に見合う被保険者期間及び標準報酬月額(19 万円)に記録を訂正してほしい。

申立期間②は、B社に勤務していた期間であり、オンライン記録では、厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、給与明細書では標準報酬月額19万円に相当する保険料が給与から控除されていることが確認できるので、保険料控除額に見合う標準報酬月額(19万円)に記録を訂正してほしい。

なお、A社及びB社の実質的な経営者は同一人物であり、両社の事業内容も同じであった。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年11月については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、申立人が所持する給与明細書により、同年11月の給与から標準報酬月額19万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該月の報酬月額は19万円を超えていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は当時の関連資料が保存されておらず不明として おり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、平成15年12月については、公共職業安定所の雇用保 険被保険者記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人がA社及 び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(平成16年1月1日にA社 からB社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は当時の関連資料が保存されておらず不明として おり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額 は9万8,000円と記録されているが、申立人が所持する給与明細書により、 各月の給与から標準報酬月額19万円に相当する厚生年金保険料が控除され ていることが確認できる上、各月の報酬月額は19万円を超えていることが 確認できる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、当該給与明細書に おいて確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関連資料が保存されておらず不明としているが、給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 16 年1月から 19 年6月までの全期間にわたり一致しないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 福岡厚生年金 事案 1812

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月16日から同年3月16日まで A社からB社へ異動した時期の被保険者記録に空白期間がある。

両事業所は関連会社であり、社会保険料を控除されている給与支給明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社が保管する申立人の身上書並びに申立人が所持する給与支給明細書により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和59年3月16日にA社から同社の関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社における昭和59年2月及び同年3月の給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料の納付を行っていないと回答している上、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が昭和59年1月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出が行われていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録ど

おりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び 同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入 の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保 険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 福岡厚生年金 事案 1813

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要であ る。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から44年2月1日まで 社会保険事務所(当時)の記録では、A社B支店で勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも受給した記憶も無いので、脱退手 当金の支給記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格要失日から約2年6か月後の昭和46年8月6日に支給決定されたこととなっている上、A社における当時の人事担当者は、「私自身は、脱退手当金の制度について承知していたが、代理請求をした記憶は無い。」と回答しているなど、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できる者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無い上、申立人は、脱退手当金の支給決定前の昭和 43 年6月\*日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、同名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人に脱退手当金が支給されたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 福岡厚生年金 事案 1814

#### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 43 年 9 月 11 日に、厚生年金保険被保険 者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行った ことが認められることから、申立てに係るA社(現在は、B社)における厚生 年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 11 月から 42 年 9 月までの期間は 2 万 4,000 円、同年 10 月から 43 年 8 月までの期間は 6 万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から43年9月11日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務 していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る身分証明書には、申立期間内の「S43.3.30 交付」との記載が確認できる。

また、C社(B社の人事管理等業務担当会社)から提出された「社会保険台帳」により、申立期間を含む昭和41年10月22日から43年9月10日までの期間に申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる上、公共職業安定所の記録によれば、申立人のものと認められる、申立期間を含む36年4月13日から43年9月10日までの期間に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人から提出された、D連合会発行の厚生年金基金加入員期間証明書によると、申立人は、申立期間始期の属する月の月末である昭和 41 年 11 月 30 日 (E基金の創設日)にE基金の加入員資格を取得し、申立期間終期である 43 年 9 月 11 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、

C社が提出した厚生年金基金加入員名簿の記録と一致し、終期についても、上記のとおり、雇用保険被保険者記録と符合する。

加えて、i)申立期間直前の被保険者期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が、「健保証の番号」の前後の者が昭和 41 年 10 月 1日と記載されているところ同年 10 月 31 日と記載され、当初の資格喪失日が資格取得日より前の同年 10 月 1日と記載されており、訂正後の資格喪失日も資格取得日の翌日の同年 11 月 1日に訂正され、被保険者期間としてはわずか一日となっていること、ii)社会保険事務局(当時)は、申立期間当時においては、厚生年金保険の適用事業所が厚生年金基金に新たに加入する場合、事業所は、5部複写(社会保険事務所及び厚生年金基金へ2部ずつ提出、1部は事業所控)の書類によって届出を行っていたものと思われると説明しているところ、多数の者について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録とともにE基金創設日からの基金加入記録が確認できるにもかかわらず、申立人については基金加入記録は確認できるものの厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから判断すると、申立期間当時、社会保険事務所において、同社に係る被保険者記録が適正に管理されていなかった事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 43 年9月 11 日にA社に係る 厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対 して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る、上記「社会保険台帳」及びA社における昭和 41 年 10 月の社会保険事務所の記録から、41 年 11 月から 42 年 9 月までの期間は 2 万 4,000 円、同年 10 月から 43 年 8 月までの期間は 6 万円とすることが妥当である。

# 福岡厚生年金 事案 1815

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA大学(現在は、B大学)における資格取得日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和53年9月1日から54年9月30日までA大学附属病院に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。健康保険証をもらっていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B大学は、申立期間を含む昭和53年9月1日から54年9月30日まで申立人が勤務していた旨の「在職期間等証明書」を発行している上、同大学が提出した申立人に係る「人事記録」により、申立人が申立期間始期の53年9月1日に日々雇用の職員として採用されていることが確認できる。

また、申立人の同僚6人は、A大学に係る厚生年金保険被保険者資格を申立人と同じ昭和51年6月1日に取得し、いったん喪失しているが、申立人が同資格を再取得した年の53年4月1日に同資格を再取得している3人を含め、全員が再取得時に加入記録は途切れることなく継続しており、聴取できた、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「申立人は、A大学附属病院の同期職員である。当該病院では、採用されると直ちに健康保険厚生年金保険に加入させていたと思う。申立人が加入していないのはおかしい。」と供述している。

さらに、上記人事記録によると、申立人は、申立期間の前の昭和 51 年6月

1日にA大学に日々雇用の職員として採用され、52年5月30日に退職した旨の記録が確認できるが、この際には、採用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間について、採用日の1か月後に同資格を取得しているのは不自然である。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A大学に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 53 年 10 月 の社会保険事務所の記録及びB大学が保管している厚生年金保険被保険者資格 取得届の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料は納付していない 旨を回答している上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届にお ける申立人の資格取得日が昭和53年10月1日と確認できることから、事業主 が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険 事務所は、申立人に係る53年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事 業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

### 福岡厚生年金 事案 1816

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を平成元年9月1日に、資格喪失日を2年1月1日に訂正し、元年9月及び同年10月の標準報酬月額を13万4,000円、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。 給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、平成元年9月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していると認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、提出された給与明細書の控除保険料額及び報酬月額から、平成元年9月及び同年 10 月の標準報酬月額を13万4,000円、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を8万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は保険料を納付していたとしているがこれを確認でき る資料等は無く、社会保険事務所が資格の取得及び喪失のいずれの機会におい ても処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人 に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る平成元年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

### 福岡厚生年金 事案 1817

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(吸収合併後の承継会社は、B社) C事務所における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和 35 年6月に入社し、44 年1月に退職した。36 年6月に本工に採用後、38 年2月1日から同年3月 31 日までの期間は、同社本社から同社C事務所に出張を命じられ勤務したが、同年3月下旬に忙しいので後2か月ぐらい同事務所に残るよう命じられ、結局、同年6月までの期間、同事務所において勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA社が作成した本工索引名簿、同異動簿及び公共職業安定 所の雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和38 年2月1日にA社本社から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和 38 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、「申立人が本工での採用であり、継続して勤務し ていたことから、当該期間のみ保険料を納付していないはずはないが、根拠と なる資料は既に無く、事実の確認はできない。」と回答しており、このほかに 確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

平成 17 年 5 月 1 日にA社に入社し、18 年 3 月 31 日付けで同社を退職した。同年 3 月支給の給与から同年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたが、送付を受けた年金定期便に記載された厚生年金保険の加入記録では、同年 2 月までの納付記録しか無く、同社に問い合わせたところ、資格喪失日を誤って同年 3 月 31 日付けで届け出ていたことが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与台帳及び出勤管理表、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、並びに同事業所の回答により、申立人が同事業所に平成 18 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 18年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日については、平成18年4月1日とすべきところ、同年3月31日を喪失日とする届出を行った。保険料も納付していない。」と回答していることから、事業主が平成18年3

月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年9月から 56 年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 56 年4月から 59 年3月までの期間、同年4月から 61 年3月までの期間、同年4月から 63 年3月までの期間及び同年4月から平成 5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から59年3月まで

- ② 昭和59年4月から61年3月まで
- ③ 昭和61年4月から63年3月まで
- ④ 昭和63年4月から平成5年3月まで

夫は、会社を退職して自営業になり、昭和54年4月12日に国民年金に加入した。夫が同年7月に仕事でけがをして入院したので、私も会社を退職して同年9月5日に国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付書が送られて来たので、A市役所に、夫がけがをして入院し生活が苦しいので、国民年金保険料の納付は難しいと相談したところ、「申請免除の手続をしてはどうですか。」と言われたので、昭和54年度分及び55年度分の保険料について申請免除の手続をした。56年度からは、夫が国家資格を取得し仕事をしていて所得もあり、平成5年3月までの国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納又は申請免除になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点では、申立期間①のうち、54 年 9 月から 56 年 3 月までの期間につい

ては、国民年金保険料の免除申請を行うことができない上、同年4月から 59 年3月までの期間については、申立人は保険料の現年度納付を申し立てているところ、当該期間の大部分は国民年金保険料を現年度に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入当初の昭和 54 年度及び 55 年度に国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと申し立てているところ、オンライン記録により、昭和 58 年 12 月の申立人の国民年金手帳記号番号払出しの4か月後である申立期間②の申請免除が確認できることを踏まえると、申立人は、この記憶を当該期間の申請免除に関するものと認識している可能性も否定できない。

さらに、オンライン記録により、申立人及びその夫の国民年金加入期間における国民年金保険料の納付行動は一致していることが確認でき、申立人の夫についても、申立期間③の国民年金保険料は未納となっていることが確認できるとともに、申立期間④は5年と長期にわたっており、行政側が当該期間の国民年金保険料の納付に対していずれの機会にも記録しなかったとは考え難い上、オンライン記録により、当該期間については、各年度の免除申請日及び処理日が確認できる上、申立人が提出した平成3年及び4年のスケジュール帳に記載されている国民年金保険料額は、当該年の保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び納付していた ことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 56 年4月から 59 年3月までの期間、同年4月から 61 年3月までの期間、同年4月から 63 年3月までの期間及び同年4月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年9月から 56 年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 56 年4月から 59 年3月までの期間、同年4月から 61 年3月までの期間、同年4月から 63 年3月までの期間及び同年4月から平成 5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から59年3月まで

② 昭和59年4月から61年3月まで

③ 昭和61年4月から63年3月まで

④ 昭和63年4月から平成5年3月まで

私は、会社を退職して自営業になり、昭和54年4月12日に国民年金に加入した。私が同年7月に仕事でけがをして入院したので、妻も会社を退職して同年9月5日に国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付書が送られて来たので、A市役所に、私がけがをして入院し生活が苦しいので、国民年金保険料の納付は難しいと相談したところ、「申請免除の手続をしてはどうですか。」と言われたので、昭和54年度分及び55年度分の保険料について申請免除の手続をした。56年度からは、私が国家資格を取得し仕事をしていて所得もあり、平成5年3月までの国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納又は申請免除になっているのには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点では、申立期間①のうち、54 年 9 月から 56 年 3 月までの期間につい

ては、国民年金保険料の免除申請を行うことができない上、同年4月から 59 年3月までの期間については、申立人は保険料の現年度納付を申し立てているところ、当該期間の大部分は国民年金保険料を現年度に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入当初の昭和 54 年度及び 55 年度に国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと申し立てているところ、オンライン記録により、昭和 58 年 12 月の申立人の国民年金手帳記号番号払出しの4か月後である申立期間②の申請免除が確認できることを踏まえると、申立人は、この記憶を当該期間の申請免除に関するものと認識している可能性も否定できない。

さらに、オンライン記録により、申立人及びその妻の国民年金加入期間における国民年金保険料の納付行動は一致していることが確認でき、申立人の妻についても、申立期間③の国民年金保険料は未納となっていることが確認できるとともに、申立期間④は5年と長期にわたっており、行政側が当該期間の国民年金保険料の納付に対していずれの機会にも記録しなかったとは考え難い上、オンライン記録により、当該期間については、各年度の免除申請日及び処理日が確認できる上、申立人の妻が提出した平成3年及び4年のスケジュール帳に記載されている国民年金保険料額は、当該年の保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び納付していた ことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和54年9月から56年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和56年4月から59年3月までの期間、同年4月から61年3月までの期間、同年4月から63年3月までの期間及び同年4月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年7月まで

② 昭和44年10月から47年3月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことが判明した。

昭和 33 年6月に結婚して以来、妻の国民年金保険料と併せて定期的に納付していた記憶があり、国民年金保険料は間違いなく納付しているはずであるので、納付記録を回復してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月26日に妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は「申立期間の国民年金保険料を妻の分と併せて定期的に納付した。」と申し立てているが、申立人が提出した妻の国民年金保険料納付書兼領収書により、申立人の妻は、申立期間②に係る昭和 44 年 11 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料を特例納付、及び同年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により同年 6 月 27 日に一括して納付していることなど、申立人が申立期間②当時に国民年金保険料を現年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

申立期間当時、自営業を営んでいた兄の見習いとして、兄夫婦と同居しており、私の国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は、義姉が行ってくれた。当時の手当ては月額 2,000 円であったので、国民年金保険料の月額が少額でも納付は大変であった。当時、保険料の印紙を国民年金手帳に貼った記憶がある。また、当時、同居していた妹から、後日、妹自身の国民年金保険料の納付記録を市役所に調べに行った際には、兄夫婦と私の3人の納付記録はあったと聞いている。

申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 45 年9月ごろに払い出されたものと推認される上、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない期間であって、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妹は、「私の国民年金保険料は、義姉が申立人及び申立人の兄の分と併せた4人分を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人の妹について、申立期間の国民年金保険料が納付されていることの記録は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付には関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義姉は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である上、申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年3月まで

私は、昭和 63 年 3 月ごろ、父から「学生でも 20 歳になったら、国民年金保険料を納めるべきである。」と強く勧められ、両親と一緒にA市B区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。

今回の申立てに際し、父に、私の国民年金の加入手続について確認した ところ、私と同じ記憶であり、申立期間の国民年金保険料は納付していた はずである。

申立期間が国民年金に未加入と記録されていることには納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、A市B区役所が保管する国民年金手帳払出整理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月 1 日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、改製原戸籍附票の記載から、申立人は、C市からA市B区へ平成3年4月1日に住民票を異動していることが確認できるとともに、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿から確認でき、申立期間については国民年金に未加入であることから、A市B区役所において申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年4月まで

申立期間は、両親と一緒に住んでいた。私は、会社勤めを辞めていたので 父から国民年金に加入するように言われ、加入したことを憶えている。

当時、母も国民年金に加入しており、町内の集金人に国民年金保険料を納めていた。母が私の国民年金保険料を一緒に納めていたことは確認していないが、母が、国民年金に加入している私の分を支払わず、自分の保険料のみを納めていたとは考えられず、当該期間が未納となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 9 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、日記等)が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与して おらず、申立期間における保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間 の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 福岡国民年金 事案 1852

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 46 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から46年11月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民 年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

私達夫婦は、現在のA市B区で自営業を営んでいたが、昭和 38 年ごろに 現在の同市C区に転居して店を続けた。国民年金に加入した時期ははっき りと憶えていないが、36 年生まれの長男が2歳か3歳ごろに国民年金の地 区担当の人に勧められ夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険 料は毎月、夫婦二人分を同区D公民館で納付していたので、保険料が未納 とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月5日にその夫と連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録からも申立人の前後の被保険者の記号番号が同時期に払い出されていたことが確認でき、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、オンライン記録によれば、夫についても、申立期間の国民年金保険料は納付されていないことが確認できる。

さらに、A市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿に「58.3.7 不足期間説明」と記載されていること、及びオンライン記録では、昭和 58 年 3 月までの申立人の保険料納付済月数は 136 か月及び保険料免除月数は 9 か月であることを踏まえると、同年 4 月から申立人が 60 歳に到達する前月の平成 8 年\*

月までの期間の 155 か月を合算すると丁度 300 月となり、老齢年金(当時)の 受給資格要件を満たすのに必要な保険料の納付月数について説明されたものと 考えられる。

加えて、オンライン記録の申立人の国民年金保険料の納付月数は納付済月数 279 か月、免除月数 21 か月であることから、申立人は国民年金の受給資格を取得するのに必要な国民年金保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 福岡国民年金 事案 1853

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

国民年金の加入手続は昭和 38 年4月ごろにA市役所B出張所で行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所出張所の担当窓口で納付し、また、同市Cに転居後は集金人に保険料を納付したので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

社会保険事務所(当時)の記録では、国民年金の加入手続は昭和 43 年に 夫婦で行ったことになっているが、私は、その前から国民年金保険料を納 付していた記憶がある。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、 その夫と連番で昭和 43 年 4 月 6 日に払い出されていることが確認でき、この 時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事 情も見当たらない。

また、オンライン記録において、申立期間直後の昭和 43 年4月から 51 年 9月までの期間の申立人とその夫の納付行動は、全く同じ状況である上、申立期間は申立人及びその夫共に国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1819 (事案 439 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和15年11月26日から同年12月22日まで

② 昭和17年3月19日から同年4月30日まで

③ 昭和17年10月20日から同年11月14日まで

④ 昭和19年4月27日から同年10月15日まで

⑤ 昭和19年12月23日から20年1月29日まで

船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

年金記録確認第三者委員会の判断では、年金記録の訂正は認められない とのことであったが、乗船及び下船はすべて会社の命令であり、下船中に 船員保険に加入していないとは思えない。

納得できないので、再度調査してもらいたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の船舶部門を引き継いだB社から昭和58年4月11日付けで申立人に送付された船員臺帳に記載された乗船年月日及び下船年月日が、船員保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日の記録とおおむね一致すること、ii) 提出された船友會々員名簿に記載されているC丸の乗組員のうち、船員保険被保険者名簿の記録により船員保険の加入が確認できた者の記録は、申立人と同様に短期間に船員保険の資格取得と資格喪失を繰り返していることが確認できることから、当時、事業主が船員保険被保険者の乗船及び下船に合わせて資格取得手続及び資格喪失手続を行っていたものと推認されるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、船舶への乗船及び下船は会社の命令であることから、船

員保険に加入していないとは思えないと申し立てているが、申立人は、社命による下船中については、次の乗船命令があるまで自宅又は船員の寮で待機していたと供述していることから、申立人の申立期間における身分は船員法の予備船員であったと推定されるところ、船員保険法において予備船員を被保険者とすることになったのは昭和 20 年4月1日の法改正以降であることを踏まえると、申立人が当該期間において船員保険の被保険者であった事情はうかがえない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月から同年12月まで

② 昭和35年1月から36年3月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。申立期間①についてはA社で勤務していた期間であり、また、申立期間②についてはB社本社又は同社C営業所で勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元事務担当者一人は「申立人の名前は記憶 しているが、申立期間に当社に在籍していたか否かは不明である。申立人 が申立期間にどこの会社に所属していたかは分からない。」と供述してお り、申立人が申立期間に勤務した事業所は特定できない。

また、当該事業所は、昭和 40 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、上記の元事務担当者は申立人の厚生年金保険料控除の有無についても不明と供述しており、他の元従業員からも申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人はB社本社又は同社C営業所で勤務していたと申し立てているところ、同社本社で当時勤務していた現場担当元従業員3人、元事務担当者一人及び同社C営業所の元従業員一人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述している。

また、申立人が、「申立期間当時のB社の元請会社はD社であり、同社に所属していた可能性もある。」と供述しているところ、D社の元従業員二人は、「申立人が申立期間にどこの会社に所属していたかは分からない。」と供述している。

さらに、B社は、「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人が申立期間に当社に在籍していたか否かは不明である。」と回答しており、D社の後継事業所であるE社も、「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人が申立期間に当社に在籍していたか否かは不明である。」と回答している。

加えて、B社の上記の元事務担当者は、「現場雇いの従業員については、日雇健康保険に加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったことを記憶している。D社から派遣された従業員を現場雇いとし、日雇健康保険に加入させ、厚生年金保険には加入させなかった事例があったことを記憶している。」と供述していることを踏まえると、当時、B社では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間に在籍していた事業所を確認できる資料及 び供述を得られず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金 保険料の控除について確認できない。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年10月まで

昭和 45 年 4 月から 49 年 10 月まで、A社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該同僚は、「当時、会社は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、また、申立期間当時、当該事業所において総務部長であった上司(現在は、当該事業所の社長)は、「当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、平成元年7月1日からである。」と回答している上、社会保険事務所(当時)の記録によれば、当該事業所は、昭和43年6月20日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっているものの同年11月16日には適用事業所に該当しなくなっていること、及び同事業所が再度適用事業所となったのは平成元年7月1日であることが確認でき、申立期間においては、適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立期間において、上記の同僚及び上司には、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、いずれも国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している上、上記の同僚以外の同僚からも厚生年金保険の適用に関する供述を得ること

ができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月29日から7年10月21日まで

② 平成7年10月22日から9年8月1日まで

申立期間①についてはA社に、また、申立期間②についてはB社に勤務していたはずである。しかし、厚生年金保険の加入記録では、A社には申立期間①より前の期間、B社には申立期間①に勤務していたこととされている。記録が誤っていると思うので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を 挙げる同僚は、「申立人と一緒に勤務したことはない。私は、平成5年4 月に当該事業所に入社したが、申立人は私が入社する前に同事業所を退職 している。」と供述している。

また、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者 資格取得届及び同資格喪失確認通知書によれば、申立人は、昭和 60 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、平成 3 年 7 月 26 日に同資格を喪失している ことが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している上、申立人に 係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録とも一致する。

2 申立期間②については、申立人は、A社を退職した平成7年10月20日の2日後の同年10月22日からB社に勤務したと申し立てているところ、同社が保管する申立人に係る労働者名簿によれば、申立人は3年8月1日に同社に入社し、7年10月20日に退職していることが確認できる。

また、当該事業所が保管する雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び同資格喪失確認通知書によれば、申立人は平成3年7月29日に雇用保険被

保険者資格を取得し、7年 10 月 20 日に離職していること、並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、同年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失(厚生年金保険の被保険者資格喪失日は離職日の翌日)していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

なお、申立人は、平成9年7月まで勤務したとするB社を退職後に、直ちに国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は7年 10 月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月9日から同年11月5日まで

② 昭和35年7月27日から36年10月1日まで

③ 昭和37年12月1日から41年1月1日まで

ねんきん特別便を見たところ、厚生年金保険の加入期間が違っていたことから確認した結果、脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。 当時、育児等の家事や家業のために忙しく、厚生年金保険のことは考えたこともなく、脱退手当金の制度自体も知らなかった。受給した記憶は無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る脱退手当金の支給決定は、申立人がA社を退職した4年4か月後の昭和 45 年5月 15 日に行われているものの、脱退手当金の支給が決定された約5か月前である 44 年 12 月 12 日に申立人に係る厚生年金保険の被保険者記号番号の重複取消の処理が行われていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である上、申立人に係る脱退手当金計算書によれば、脱退手当金は、A社、申立人がA社以前に勤務していたB社並びにC社の被保険者月数及び標準報酬月額を基に算定されていることが確認できる。

また、申立人は、当時、脱退手当金制度について承知していなかったと申し立てているが、A社における同僚二人は、「厚生年金は将来受給できるか否か分からないので脱退手当金をもらった方がよいとA社の事務担当者から言われた。」、「脱退手当金の請求を行ったと思う。」と供述している上、オンライン記録によれば、当該事業所を昭和41年1月から43年8月までの間に退職した申立人を含む19人のうち、10人に脱退手当金の支給記録が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月24日から62年11月27日まで A社の関連会社であるB社に勤務して、毎月、基本給分と歩合給分に係る 2枚の給与明細書をもらっていたが、そのうち歩合給分に係る給与は厚生 年金保険の標準報酬月額の算定対象となっていない。標準報酬月額に係る 記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の関連会社であるB社から支給されていた給与のうち、歩合給分が厚生年金保険の標準報酬月額の算定対象となっていないと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が所持する昭和 59 年 5 月、60 年 4 月、61 年 4 月及び 62 年 4 月分の給与明細書によれば、基本給に係る給与からは厚生年金保険料が控除されているが、歩合給に係る給与からは保険料が控除されていないことが確認できる上、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、申立期間のうち、59 年 5 月、60 年 4 月、61 年 4 月及び 62 年 4 月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、A社は、「申立期間当時は、歩合給部分を除いた給与額を報酬月額と

して届出を行い、この届出に基づく標準報酬月額を算定基礎として厚生年金保険料を控除していた。昭和 63 年度途中から歩合給を標準報酬月額の対象に含んだと思われる。」と回答している。

さらに、当該事業所は、申立期間における関連資料を保存していないと回答しており、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月25日から29年6月2日まで

年金記録を照会したところ、昭和29年9月18日に脱退手当金が支給されているとの回答があった。脱退手当金が支給されたとする当時は、既に結婚のためにA県内にあった会社を退職し、B県C市(現在は、D市E区)に住んでいたので、脱退手当金は受給していない。

脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して 脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは 認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和29年 9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、F社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 29 年 6 月 2 日の前後の期間に退職し、かつ2年以上の被保険者記録が確認できた37人の女性被保険者について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む23人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む17人は同資格を喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の当該被保険者が、「結婚することを理由に辞める人は、脱退手当金をもらうことが当たり前だったと思う。」、「会社から脱退手当金の説明を受けた。」、「事務担当者に脱退手当金の手続をしてもらい、受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業所による代理請求や制度説明が行われていた可能性が高いものと考えられ

る。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であることから、結婚を機に退職した後、昭和 45 年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、F社人事担当部から提出された申立期間当時の退職金規定によれば、申立人は退職金の支給対象者であったため、退職時には同規定による退職金が支払われたものと推認されるが、申立人は退職金も受領したか否かは憶えていないと供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 明治40年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から24年6月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社(現在は、B社)に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が 被保険者期間として記録されていないので、申立期間を厚生年金保険の被 保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間とおおむね一致する期間のみにおいてA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、自身の在籍期間のすべてにおいて申立人が同社に在籍し、指導的立場で勤務していたと供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格取得、21年3月31日に同喪失、24年6月1日に同再取得と記録されており、これらの記録は、オンライン記録、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録と一致する。

また、申立人が申立期間においてもA社において勤務していたと供述している上記同僚は、申立人と同様に申立期間において同社における指導的立場にあった者(故人)が勤務していたことを記憶しているが、同人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同人の被保険者資格取得は、申立期間終期であり、申立人が被保険者資格を再取得した日と一致する昭和24年6月1日であることから判断すると、申立期間においては、事業主は、指導的立場にあった者については、勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させてい

なかった可能性がうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間当時の、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立期間においてA社で勤務していた同僚数人から聴取しても、申立期間における厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られず、事務担当者も特定できないため、当時の事情を聴取できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から49年11月2日まで

A社で勤務していた期間において、入社当初の給料の総支給額は7万円であり、退職時には14万円くらいの支給を受けていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、給料に比べて標準報酬月額が低く記録されていたので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人に係る標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなど、社会保険事務所における不自然な事務処理は確認できない。

また、申立人は、入社当初の給料の総支給額は7万円であり、半年ごとに1万円アップし、退職時には14万円くらい支給を受けていたので、給料に比べて標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、入社当初の標準報酬月額の最高額が6万円であるところ、当時の事業主の標準報酬月額が6万円であり、申立人と同じ女性事務員である同僚3人の標準報酬月額は、年齢もやや異なり、申立期間の全期間ではないものの、申立人とほぼ同額で、また、同様に推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、 事業主は病気のため聴取できないが、当時の専務は、「申立人の給料が当時の 事業主より多いことは考え難い。当時の資料等は残っていないので詳細は分か らないが、保険料も記録されている標準報酬月額に見合う額しか控除していないはずである。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与 明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間においてその主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から36年3月3日まで

昭和 35 年2月1日にA組合(現在は、B組合)に採用されたが、同組合の法人登記が遅れていたため、やむを得ず、給料から控除された厚生年金保険料は、C社(現在は、D社E事業所)に在籍の形を取り、同社に入金し、同組合の法人登記終了の 36 年3月までは同社の被保険者として、同社が納付したはずである。

平成9年6月30日に定年となり、D社E事業所が保管していた年金手帳を受け取り、初めて申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白があることが分かった。社会保険事務所(当時)に連絡をしたところ、「当時の給与明細書、賃金台帳及び証明する資料を提示してほしい。」と言われたが、私も同事業所も当時の資料を探し出すことはできなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する組合員名簿及び同僚の供述から、申立人が、申立期間にA組合に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除については、A組合の法人登記が遅れたことから、C社の厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているところ、同組合が保管する登記簿抄本によると、同組合は昭和35年5月13日に法人登記がなされていること、及び同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合は36年3月3日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できず、両事業所の事業主は、いずれも「当時の関連資料が無く、厚生年

金保険料の控除及び申立てのような取扱いを行っていたか否かについては不明である。」と回答している。

また、A組合における同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和 36 年 3 月 3 日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できないほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を直接手渡したとするC社の従業員は、既に死亡している上、申立人が同僚として名前を挙げた二人は、いずれも「申立人が社会保険事務を担当していたため、厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月19日から33年7月30日まで 私は、A社に、同社社員の紹介で入社した。同社に勤務していたことは間 違いなく、勤務期間については明確に記憶していないが、昭和30年から33

年ごろまで勤務していたと思う。

今回、社会保険事務所(当時)の調査により、昭和29年7月1日から30年7月19日までのA社における厚生年金保険被保険者の記録が判明したが、申立期間も勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 30 年 7 月 19 日となっているが、申立期間についても同社に勤務していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人が、姓のみの記憶として名前を挙げた同僚と思われる 5人のうち、4人は既に死亡し、一人は所在が不明である上、申立期間当時、 A社において、標準報酬等級が申立人と同程度の男性で、同事業所に係る健康 保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる 17 人の同僚のうち、連絡先不明、 死亡等を除く 10 人に照会したところ、回答があった6人(うち、4人は申立 人と同社の同じ部署に勤務と回答)は、いずれも申立人を記憶していないと供 述している。

また、上記の一人は、「勤務していた全員が正社員ではなく、準社員やアルバイトなどがいた。勤務期間中に雇用形態が変わることもあったと思う。正社員以外の者の社会保険加入については分からない。」と供述していることを踏まえると、同事業所では、従業員及びその勤務期間のすべてについて一律に

厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、A社は、申立人の在籍について不明であると回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立人が昭和 29 年7月1日に被保険者資格を取得し、30 年7月 19 日に喪失していること、及び同年7月 22 日には健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、申立期間における健康保険の整理番号には欠番は無く、同被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらないことに加え、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても資格喪失年月日は同年7月 19 日と記載されていることが確認できるほか、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方等で検索したものの、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年9月14日まで 私が昭和44年4月1日から勤務しているA社は、B社営業部の中に特別 販売部として設立された3社(A社、C社及びD社)のうちの1社であっ た。

社会保険は会社として最低限具備すべき要件であり、厚生年金保険に加入しているはずであるので、A社に勤めていた申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び申立人の供述内容から、申立期間において、申立人が同社に期間の特定はできないものの、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、事業所台帳及びオンライン記録によると、昭和 45 年9月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、同社は既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚 5 人全員に照会したところ、事業主は、「申立期間当時の資料は保存していないが、厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立期間に在籍していたとする同僚 3 人のうち 2 人が、「当時は、個人で国民健康保険及び国民年金に加入し、保険料を納付していたと思う。」と供述しており、残りの一人は、「申立期間の厚生年金保険料控除について不明である。」と供述していることを踏まえると、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

なお、申立人は、「B社営業部の中に特別販売部としてA社、C社、D社の3社が設立された。」と供述しているが、A社の設立当時の事業主は、「B社とは、資本及び元請下請関係は一切無い。」と回答しており、同事業所の閉

鎖登記簿にも、申立人が申し立てるB社の社員が登記されている事実は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月10日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う報酬月額よりも低く記録されている。

A社の給与体系は全社共通であり、支店勤務で減給されることは無く、同社C支店に勤務する場合には、むしろ寒冷地手当があり、給与の増額となっていたはずであるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、B社が提出した賃金台帳により、昭和 47 年4月、同年6月及び同年7月の給与月額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回るものの、申立期間に係る健康保険及び厚生年金保険の保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録及び被保険者原票の申立人に係る標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対

象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る賃金台帳に記載されている昭和 47 年4月の給与月額には時間外手当等が算入されていること、並びに同年6月及び同年7月の給与月額については、B社の人事事務担当者が、「当該期間の給与月額の増額は、当該年度の定期昇給及び諸手当の改定に伴うものであり、標準報酬月額の随時改定の要件を満たすことから、月額変更届を行い、同年8月の標準報酬月額から改定されている。」と供述しており、オンライン記録においても、当該月に係る標準報酬月額が引き上げられていることが確認できることを踏まえると、同社及び社会保険事務所(当時)における一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月ごろまで

申立期間については、A社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できないが、同事業所の元従業員は同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に被保険者記録があり、同社B営業所に勤務したとする他の複数の元従業員についても同様であることから、同事業所に勤務していた従業員の厚生年金保険については、同社C支店において加入させる取扱いであったものと考えられる。

しかしながら、A社C支店の被保険者名簿には、元従業員が挙げた7人の同僚のうち、4人の被保険者記録については確認できない上、他の元従業員が挙げた同僚についても被保険者記録については確認できないことを踏まえると、事業主は、必ずしもすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性もうかがえる。

また、当該事業所の被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は見当たらず、同被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立

人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、申立人は、申立期間に 係る国民年金保険料を昭和 50 年7月9日に特例納付により一括納付している ことが確認できる。

さらに、A社C支店は、昭和 43 年 11 月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関連資料は見当たらず、当時の事業主からの供述も得られないため、事業主による給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない上、複数の元従業員に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。